

従業員の福祉増進を支援

《みよし市中小企業退職金共済補助金》

掛金の10%を 補助します！

個人事業主又は法人が、中小企業退職金共済事業本部（中退共）又は特定退職金共済団体（特退共）と退職金共済契約（以下、契約）を結び、新たに加入した従業員（被共済者）に係る掛金の一部に対し、補助金を交付します。

【この制度を利用できる方】※①から⑤の全てに該当する方

- ①市内に事業所を有している
- ②市税を完納している
- ③市内の事業所に勤めており、新たに加入した従業員に係る共済掛金契約を締結した日から12カ月経過している
- ④契約成立日が属する月から起算して12カ月分の掛金を納付している
- ⑤継続して掛金を納付している（退職等により脱退していない）

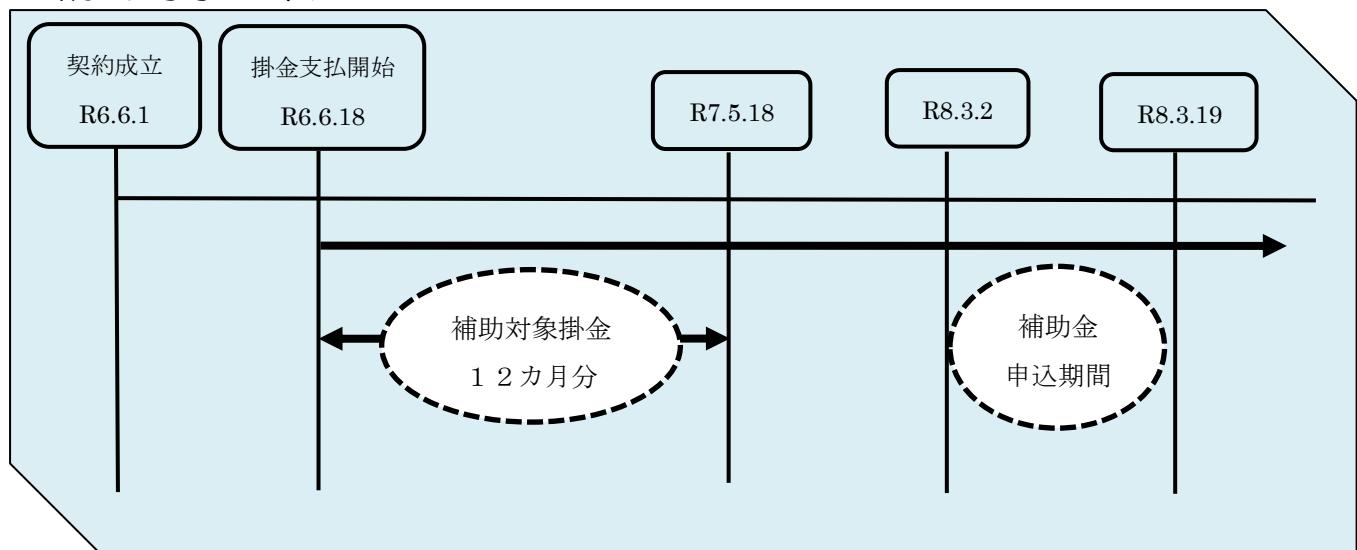
■補助対象 **令和6年4月1日**以降に加入し、契約成立日の属する月から起算して12カ月分の掛金
※補助金交付申請までに退職等により脱退した従業員に係る掛金は対象外

■補助額 対象となる掛金総額の10%
(新規加入従業員1人あたりの上限10,000円)

《申込日》

補助対象となる掛金の納付が完了した月の属する年度の
3月1日から3月20日まで
※令和7年度は3月2日（月）から3月19日（木）まで

■補助対象と申込日について



■必要書類

- 退職金共済契約書の写し（申込書や共済手帳） ①
- 退職金共済掛金支払内訳書 ②
- 市税の完納証明書 ③

※③は市役所又はサンネットにて1枚200円で発行しています

【お問合わせ先】

みよし市役所 市民経済部 産業振興課

〒470-0295 みよし市三好町小坂50番地
 TEL (0561) 32-8015 FAX (0561) 34-4189
 E-mail sangyo@city.aichi-miyoshi.lg.jp